

お客様各位
お取引先様各位

株式会社横浜メディアアド
代表取締役社長 三浦 彰久

商号変更に伴う諸手続のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成 28 年 4 月 1 日に商号を変更致しました。

つきましては、平成 28 年 4 月 1 日以降の取引上の実務に関しましては、下記のとおりご案内させていただきます。

お客様およびお取引先様にはお手数をおかけ致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新商号および本社所在地

新 商 号 株式会社横浜メディアアド

本社所在地 神奈川県横浜市神奈川区栄町 5 番地 1

〒221-0052 T e l : 045-450-1815 F a x : 045-450-1819

(本社所在地・Tel および Fax に変更はございません)

2. 弊社振込銀行口座名義変更について

変更前	
口座名義	フリガナ
株式会社相鉄エージェンシー	カ) ソウテツエージェンシー
変更後	
口座名義	フリガナ
株式会社横浜メディアアド	カ) ヨコハマメディアアド

注 1) 銀行、支店名、預金種別、口座番号の変更はございません。

注 2) 当面の間は旧社名宛のお振込みも受け入れ可能となっておりますが、お早目のお手続をお願い申し上げます。

3. 手形等の受取人名称記載について

手形等の受取人名称は、4 月 1 日以降、新商号での記載をお願い申し上げます。

4. 各種書類の取り扱いについて

(1) 弊社宛書類

弊社宛の注文書、納品書、請求書、領収書等の書類の宛名は、発行日付が4月1日以降については新商号での記載をお願いします。

(2) 弊社から発行する書類

弊社から発行する注文書、納品書、請求書、領収書等の書類につきましても、発行日付が4月1日以降については新商号で発行させていただきます。

5. 契約書等の取り扱いについて

貴社と弊社との間で締結させていただいております各種契約書につきましては、新商号への変更後も引き続き有効でございます。契約書を締結し直す必要はございません。

ただし、新商号への変更が必要な契約書等がございましたら、お申し付けくださいますようお願い申し上げます。

なお、契約書の再締結や覚書の締結等対応が必要な契約書を締結されているお客様には、別途ご連絡の上、ご対応をお願いさせていただきます。

6. その他商号変更手続を要する書類について

印鑑届や入札関連書類など、その他商号変更手続を要する書類は、弊社宛にご送付下さるよう宜しくお願い申し上げます。

7. 本件に関するお問い合わせ先

総務部 Tel : 045-450-1815

以上